

埼玉県高等学校軽音楽連盟規約

第1章 総 則

第1条 名称

本連盟は、埼玉県高等学校軽音楽連盟（以下、本連盟とする）と称する。

第2条 事務局

本連盟の事務局は、会長指定の学校に置く。

第3条 目的

本連盟は県内高等学校における軽音楽関係部活動の推奨、普及、相互交流の促進及び健全なる部活動の発達を図ることを目的とする。

第4条 事業

本連盟は前条の目的を達成するために、以下のような事業の立案・実施を目指す。

1. 高等学校間における軽音楽活動の交流など部活動の支援
2. 技術講習会・指導者研修会等の実施
3. コンクール、発表会及び県大会の実施
4. 各種関係団体との連絡と提携
5. 本連盟の主催、推奨する行事に関する広報活動
6. その他本連盟の目的達成に必要な事項

第5条 組織

本連盟は第3条の目的に賛同し、埼玉県所在の高等学校内において軽音楽活動に関わる部活・同好会等の職員、関係者、生徒、及び連盟の活動に理解を示す内外の団体をもって組織する。

第2章 会 員

第6条 会員

本連盟は次の会員を以って組織する。

1. 正会員：正会員は、埼玉県高等学校の軽音楽活動及び大衆音楽の生徒指導に関わる職員及び関係者で、連盟の運営に直接関わる職員
2. 準会員：準会員は、正会員の指導、監督下であり、同一の高等学校及びこれに附属の中学校の生徒でのみ組織した軽音楽の関係部活動・同好会等の生徒

3. 賛助会員：賛助会員は、大会に協賛するなど、第3条の目的及び事業に賛同する個人または団体

4. 名誉会員：名誉会員は、本連盟に特に功労のあった者で、総会の議決を経て推薦され表彰を受けた者

5. 特別会員 特別会員は、本連盟の目的と事業に賛同する経験者・専門家で総会の議決を経て推薦され表彰を受けた者

第3章 役 員

第7条 役員

本連盟は、第3条の目的を達成するために、次の役員を置く。

1. 会長：1名
2. 副会長：若干名
3. 委員長：1名
4. 副委員長：若干名
5. 事務局長：1名
6. 事務局次長：若干名
7. 常任委員：数名
8. 委員：数名
9. 会計：若干名
10. 監事：2名

なお、委員長、副委員長、事務局長、常任委員、委員、会計などをまとめて幹事、会長、副会長を含めて役員とする。

第8条 役員を選出

役員を選出は次の方法による。

- (1) 会長は、役員会が選出し、総会において承認を受ける。
- (2) 副会長及び委員長、各幹事、監事などは、該当分野に関する各高等学校等の職員及び関係者より、役員会が選出し、総会において承認を受け、会長が委嘱する。

第9条 役員の任務

役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本連盟を代表し、総会及び役員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 委員長は幹事会を招集し、連盟の事業を総括する。会長、副会長が不在の場合は、本連盟を代表する。
4. 副委員長は委員長を補佐し、必要に応じてこれを代理する。また、各会議の議事の運営を行う。
5. 事務局長は本連盟の渉外・事務を担当し、庶務等の会務に当たる。

6. 常任委員は本連盟の運営に当たり、事業の企画、立案及びその執行を監督する。
7. 委員は本連盟の主催する事業の運営に当たる。
8. 会計は本連盟の会計を担当し、予算の作成及び会計事務の処理、総会における決算を行う。
9. 監事は本連盟の事業並びに会計を監査する。

第10条 役員の任期

役員は任期は1年間とする。但し再任を妨げない。補充された役員は前任者の残存期間とする。役員はその任期満了後も、後任者が就任するまではその職務を行う。

第4章 機 関

第11条 会議

本連盟は、第3条の目的を達成するために、次の会議を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 幹事会

第12条 総会

総会は年1回の定期総会とその他臨時総会として、役員会が必要と認めるとき、会長が招集する。

定期総会は次の事項について審議決定する。

1. 経過事業報告及び決算報告
2. 次期事業計画及び予算について
3. 役員を選出
4. 本連盟規約の改廃
5. その他、本連盟の業務に関する重要事項で役員会が必要と認める事項

第13条 総会の議決

総会は本連盟の最高議決機関であり、加盟校の顧問の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状の提出ある場合には定足数に数える。議案は出席者の過半数の賛否によって決定する。

第14条 役員会・幹事会

役員会は、会長が招集し、随時開催する。総会開催の要請及び、総会により委託された事項、役員が必要と見なした事項を

審議し実施する。過半数の出席をもって成立し、出席者の3分の2以上の賛成により議決する。ただし、会議における委任状提出者、またはこれと同等と判断される者は定足数に数える。

会長、副会長が不在の場合は、委員長が招集する幹事会が役員会の役割を果たす。

第5章 会 計

第15条 収支

本連盟の収支は次のように定める。

(1) 収入

1. 加盟校の納入する年間登録費
2. 本連盟主催行事への参加費
3. 第3条の目的及び事業に賛同する個人または団体が納入する大会ごとに募集する協賛金
4. その他

(2) 支出

1. 本連盟運営費
2. 本連盟主催行事への補助
3. その他

第16条 会計

本連盟を運営する口座の住所は会計担当の職場とする。本連盟の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

- (1) 本連盟の会費は、毎年、総会開催時までには納付する。
- (2) 会費の金額は別に定めるものとする。

第6章 規約改正等

第17条 規約改正

本規約の改正には、役員会にて審議・決定された後、総会にて承認を得る。

第18条 細則

本連盟の運営に必要な細則は、役員会が別に定める。

付 則 本規約は平成23年6月5日より施行する。

規約改正 平成24年5月20日

平成25年5月12日

平成27年5月10日